

東海道かわさき宿交流館管理運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東海道かわさき宿交流館（以下「交流館」という。）の管理運営について、東海道かわさき宿交流館条例（平成24年川崎市条例第24号。以下「条例」という。）及び東海道かわさき宿交流館条例施行規則（平成24年川崎市規則第80号。以下「規則」という。）で定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(申請等の受付時間)

第2条 条例及び規則に基づく申請及び届出の受付時間は、開館日の午前9時から午後9時までとする。ただし、川崎市公共施設予約システム（以下「予約システム」という。）を利用する場合にあっては、別に定めるところによる。

(利用許可の申請の受付順位)

第3条 利用許可の申請の受付順位は、申請順とする。この場合において、申請が同時の場合は、東海道川崎宿に関する事業のために利用するものを優先し、その他の利用の場合は抽選による。ただし、予約システムを利用する場合にあっては、別に定めるところによる。

(利用料金の減免)

第4条 条例第10条及び規則第10条の規定により指定管理者が利用料金を減額又は免除する場合及びその額は次に定めるとおりとする。

- (1) 市内の学校教育法に規定する学校、専修学校及び各種学校（外国人学校を含む。）が東海道川崎宿に関する事業のために利用する場合 利用料金の全額
- (2) 市内の市民団体が東海道川崎宿に関する事業のために利用する場合 利用料金の5割相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）

2 前項の規定によるほか、利用料金の減免について特に必要がある場合は川崎区長が別にこれを定める。

(営利利用の制限)

第5条 営利を目的とした利用は、次に該当する場合を除き、許可しない。

(1) 物品の販売等

- ア 東海道かわさき宿交流館の設置目的に合致するものであること。
- イ 研修会、講習会等の教材として使用する書籍等の物品類であること。
- ウ 催事の内容、講師、出演者等に関するものであること。
- エ その他指定管理者が特別の理由があると認めるものであること。

(2) 入場料金等を徴する催事

- ア 主催者が会員のために催すものであり、かつ、入場料金等は、他に比較して高額でないこと。
- イ その他指定管理者が特別の理由があると認めるものであること。

(特別利用の承認)

第6条 前条第1号及び第2号の規定により物品の販売等をし、又は入場料金を徴する催事をしようとする者は、指定管理者に趣意書を添えて申請し、その承認を受けなければならない。

(利用時間)

第7条 条例別表に定める利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含めるものとする。

(利用時間の延長)

第8条 利用許可の時間を超えて利用することができる場合は、管理上支障がないときに限り認めるものとする。

(利用期間等の制限)

第9条 規則第14条に規定する同一利用者が1月以内に施設等を利用する期

間又は回数は、原則として次に定めるとおりとする。ただし、施設の利用状況に応じて利用可能なとき又は指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 同一利用者が連続して同一施設等を利用する期間 4日を限度

(2) 1月以内に施設等を利用する申請の回数 4回以内

(飲食の制限)

第10条 規則第16条第9号に規定する所定の場所以外で飲食しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、川崎区長と協議の上、市民文化局長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。